

第3章

計画の理念・ 目標と 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の体系

1 基本理念

一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ

権利擁護支援は、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるように支援するもの」です。

認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどによって判断能力が十分ではない人の中には、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を行う必要がある場合があります。権利擁護支援が必要な人を発見し、速やかに適切な支援につなげるために、地域の市民・関係団体等が権利擁護支援の必要性や重要性を理解したうえで、それぞれの役割を果たしながら地域全体で取り組むことが期待されています。

また、本人らしい生活が実現できるよう、財産管理に留まらず、本人の意思が尊重され、かつ、生活の質の向上につながる福祉的支援も重要となります。

このような背景から、市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援に取り組むことにより、認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が、安心して、いきいきと暮らし続けられる共生のまちづくりを目指していきます。



2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ

成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します

権利擁護が必要な人を適切な支援につなげていくためには、地域関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制の構築が重要です。そのため、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するとともに、地域連携ネットワークのコーディネート等を行う中核となる機関(以下「中核機関」という。)を設置します。

基本目標Ⅱ

誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

制度の利用を促進するためには、権利擁護支援が必要な人だけでなく、ご家族や成年後見人等の誰もが安心して成年後見制度を活用できる仕組みをつくる必要があります。成年後見制度を必要とする人が速やかに制度利用に結びつくよう、制度の周知や利用支援等に関する仕組みづくりを行います。

基本目標Ⅲ

後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、より一層の支援が必要となります。そのため、成年後見人等が、地域において孤立することなく、継続的かつ安定的な活動が行われるよう、中核機関を中心としたバックアップ体制を整えていきます。

3 施策の体系

本計画で設定する基本目標を達成するため、札幌市は6つの施策を展開していきます。6つの施策に対応する主な取組については、第4章に掲載しています。

基本理念	基本目標	施策
一人ひとりの意思と 権利が尊重され みんなが自分らしく 生きられる 共生のまちさっぽろ	I 成年後見制度の利用を 促進するための 体制を整備します	1 権利擁護支援の体制整備と 地域連携ネットワークの構築 ※ 課題1～4に対応
	II 誰もが等しく安心して 成年後見制度を 利用できる仕組みを 整えます	2 制度利用につながる情報提供や 相談の実施 ※ 課題1～4に対応
		3 成年後見制度利用支援事業の 推進 ※ 課題1・4に対応
		4 後見人となる人材の育成・活用 ※ 課題4に対応
	III 後見人が活動しやすい 環境づくりを進めます	5 適切な権利擁護支援につなげる ための体制の整備 ※ 課題1に対応
		6 後見活動を支援する 仕組みづくり ※ 課題4に対応